おくやみハンドブック

東久留米市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンや PC で簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認できるおくやみ手続きナビも
ぜひご利用ください。
URL：https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13222

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
東久留米市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

東久留米市役所　042-470-7777（代表）

事前準備について

東久留米市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。
スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

URL:https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13222

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参のうえ、東久留米市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ **来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- □ **認印**（※相続人代表および喪主）
- □ **預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表および喪主、年金請求者）

亡くなった方の必要なもの

- □ **基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳または年金証書）**
- □ **介護保険被保険者証**
- □ **医療福祉費受給者証（マル福）**
- □ **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

□ **１点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書　など

□ **２点で本人確認できる書類**

介護保険被保険者証、健康保険資格確認書、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証　など

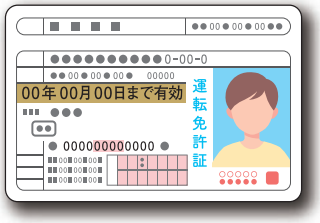

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○年金受給者の手続き ○公共料金などの手続き ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	
4か月以内			○所得税の準確定申告
10か月以内		○遺産分割協議 ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

東久留米市で必要な手続きについては７ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	✓	該当事項	詳細ページ
住民記録に関する手続き	□	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7
	□	世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	
	□	印鑑登録をしていた	
健康保険に関する手続き	□	国民健康保険に加入していた	P.8
	□	会社の健康保険に加入していた	
	□	後期高齢者医療制度に加入していた	P.9
年金に関する手続き	□	国民年金に加入または受給していた	P.10
	□	国民年金第1号被保険者に加入していた	P.11
	□	厚生年金に加入または受給していた	P.12
	□	年金を受給していた	P.13
税金に関する手続き	□	普通自動車を持っていた	P.14
	□	軽自動車を持っていた	
	□	原付バイクを持っていた	P.15
	□	126～250ccのバイク（軽二輪）・250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	
	□	小型特殊自動車を持っていた	P.16
	□	固定資産を所有していた	P.17
	□	固定資産税が課されていた	
	□	未登記家屋を所有していた	P.18
	□	市民税が課されていた	
	□	国民健康保険税が課されていた	P.19
	□	未納となっている市税などがあった	
介護保険に関する手続き	□	65歳以上の方、または40歳から64歳で要介護認定を受けていた	P.20
	□	介護保険の負担割合証を持っていた	
	□	介護保険負担限度額認定証を持っていた	P.21
	□	高額介護（予防）サービス費などの支給を受けていた	
障害福祉に関する手続き	□	身体障害者手帳を持っていた	P.22
	□	愛の手帳（療育手帳）を持っていた	
	□	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	
	□	障害者扶養共済制度に加入していた	P.23
	□	障害福祉サービスを利用していた	
	□	難病医療費助成の受給者証を持っていた	P.24

区分	✓	該当事項	詳細ページ
障害福祉に関する手続き	□	心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証を持っていた	P.24
	□	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	
	□	特別障害者手当を受給していた	P.25
	□	障害児福祉手当を受給していた	
	□	経過的福祉手当を受給していた	
	□	心身障害者福祉手当を受給していた	P.26
	□	重度心身障害者福祉手当を受給していた	
	□	タクシー代・ガソリン費の助成を受けていた	
	□	移動支援費・日中一時支援費の支給を受けていた	P.27
	□	東京都都営交通無料乗車券を持っていた	
子育てに関する手続き	□	子どもが保育園・認定こども園・幼稚園に入園している	P.28
	□	子どもが認定こども園（1号）・幼稚園に入園している	
	□	子どもが学童に入所している	P.29
	□	障害児通所支援を利用していた	
	□	小・中学校に通う児童生徒がいる世帯の世帯主（保護者）が亡くなった	P.30
	□	児童手当を受給していた	
	□	乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成制度の受給証を持っていた	
	□	児童扶養手当を受給していた	P.31
	□	児童育成手当を受給していた	
	□	ひとり親家庭等医療費助成制度の受給証を持っていた	
	□	特別児童扶養手当を受給していた	P.32
	□	就学援助費・就学奨励費を受けていた	
	□	小児慢性医療費助成の受給者証を持っていた	P.33
その他の手続き	□	犬を飼っていた	P.34

1. 住民記録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期　限
所有者が亡くなった場合、カードは自動的に廃止となります。 この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方のマイナンバーカード・個人番号通知カード □ご来庁される方の本人確認書類	市民課 住民記録窓口係 ☎ 042-470-7722

世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期　限
亡くなった方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合のみ必要となります。 世帯主が亡くなった場合、自動的に配偶者が世帯主となります。配偶者以外を世帯主とする場合のみ手続きが必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ ご来庁される方の本人確認書類	市民課 住民記録窓口係 ☎ 042-470-7722

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の印鑑登録証 □ ご来庁される方の本人確認書類	市民課 住民記録窓口係 ☎ 042-470-7722

2. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
加入者が亡くなった場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 国民健康保険資格確認書または故人の氏名などが確認できる身元確認書類 □ ご来庁される方の本人確認書類 □ 葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書など） □ 口座番号確認書類	保険年金課 国民健康保険係 給付担当 ☎ 042-470-7733

会社の健康保険に加入していた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

手続き詳細	期　限
健康保険に加入している方が亡くなった場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険にご確認ください。	加入されている健康保険にご確認ください。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
加入している健康保険にご確認ください。	加入している健康保険組合など

MEMO

2. 健康保険に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き 後期高齢者医療資格確認書等の返却

手続き詳細	期　限
亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書 等を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 後期高齢者医療資格確認書　等	保険年金課高齢者医療係 ☎ 042-470-7846

手続き 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方（喪主）に、葬祭費を支給いたします。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書 □ ご来庁される方の本人確認書類 □ 葬儀を行ったことが確認できるもの（葬儀代の領収書または会葬御礼のハガキ） □ 喪主の口座番号確認書類	保険年金課高齢者医療係 ☎ 042-470-7846

手続き 後期高齢者医療制度に関する書類の送付先変更

手続き詳細	期　限
後日、市より亡くなった方の保険料の変更、あるいは給付関係のお知らせを送付する場合があります。ご本人が亡くなったことにより郵便物が届かなくなってしまう場合は、送付先変更届を提出してください。なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなった後も送付先に変更がない方は、改めて提出する必要はありません。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 届出者の本人確認書類	保険年金課高齢者医療係 ☎ 042-470-7846

国民年金に加入または受給していた

手続き　遺族基礎年金の請求

手続き詳細

次の 1 から 4 のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されます。

1．国民年金の被保険者である間に死亡したとき
2．国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
3．老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき
4．老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

※ 1 および 2 の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の 3 分の 2 以上あることが必要です。詳しくは年金機構にお問い合わせください。

※ 3 および 4 の要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある方に限ります。

手続き可能な人

死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族が受け取ることができます。
なお遺族厚生年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

1．子のある配偶者
2．子

※子とは 18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方のことです。子のある配偶者が遺族基礎年金を受け取っている間や、子に生計を同じくする父または母がいる間は、子には遺族基礎年金は支給されません。

必要なもの

日本年金機構へ確認ください。

期　限

死亡日の翌日から5年以内

問い合わせ先

【電話】
・日本年金機構ねんきんダイヤル
　☎ 0570-05-1165
【窓口】
以下のいずれか
・年金事務所
・街角の年金相談センター
・市役所保険年金課国保年金資格係
※厚生年金や国民年金第 3 号被保険者期間がある場合は市役所保険年金課では手続きできません。

国民年金第1号被保険者に加入していた

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細

亡くなった方が死亡日の前日において第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上あるときに受け取ることができます。なお、亡くなった方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合、遺族が遺族基礎年金の支給を受けられる場合は請求することはできません。寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

手続き可能な人

生計を同じくしていた遺族
（1配偶者、2子、3父母、4孫、5祖父母、6兄弟姉妹の中で優先順位の高い方）

必要なもの

日本年金機構へ確認ください。

期　限

死亡日の翌日から2年

問い合わせ先

【電話】
・日本年金機構ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
【窓口】
以下のいずれか
・年金事務所
・街角の年金相談センター
・市役所保険年金課国保年金資格係
※厚生年金や国民年金第3号被保険者期間がある場合は市役所保険年金課では手続きできません。

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細

寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなったときに、妻が60歳から65歳までの間、受給できます。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。

手続き可能な人

10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻

必要なもの

日本年金機構へ確認ください。

期　限

死亡日の翌日から2年

問い合わせ先

【電話】
・日本年金機構ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
【窓口】
以下のいずれか
・年金事務所
・街角の年金相談センター
・市役所保険年金課国保年金資格係
※厚生年金や国民年金第3号被保険者期間がある場合は市役所保険年金課では手続きできません。

厚生年金に加入または受給していた

手続き　遺族厚生年金の請求

手続き詳細

次の1から5のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族厚生年金が支給されます。

1. 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
2. 厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡したとき
3. 1級・2級の障害厚生（共済）年金を受けとっている方が死亡したとき
4. 老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき
5. 老齢厚生年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

※ 1 および 2 の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の 3 分の 2 以上あることが必要です。詳しくは年金機構にお問い合わせください。

※ 4 の要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある方に限ります。

手続き可能な人

死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族のうち、最も優先順位の高い方が受け取ることができます。なお遺族基礎年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

1．子のある配偶者
2．子（18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方。）（※ 1）
3．子のない配偶者（※ 2）
4．父母（※ 3）
5．孫（18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方。）
6．祖父母（※ 3）

※ 1 子のある妻または子のある 55 歳以上の夫が遺族厚生年金を受け取っている間は、子には遺族厚生年金は支給されません。
※ 2 子のない 30 歳未満の妻は、5 年間のみ受給できます。また、子のない夫は、55 歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は 60 歳からとなります（ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、55 歳から 60 歳の間であっても遺族厚生年金を受給できます）。
※ 3 父母または祖父母は、55 歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は 60 歳からとなります。

必要なもの

日本年金機構へ確認ください。

期　限

死亡日の翌日から5年

問い合わせ先

【電話】
・日本年金機構ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
【窓口】
・年金事務所
または
・街角の年金相談センター

3. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期　限
年金を受ける権利がなくなるため、日本年金機構に受給権者死亡届（報告書）の提出が必要です。 なお、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、届出を省略できます。	10日（国民年金は14日）以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 死亡の事実を明らかにできる書類 □ 年金証書 □ ご来庁される方の本人確認書類	【電話】 ・日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 【窓口】 ・年金事務所 または ・街角の年金相談センター

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	
まだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。	
手続き可能な人	**必要なもの**
年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、 (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他 (1) ～ (6) 以外の3親等内の親族です。 未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。	日本年金機構へ確認ください。
	期　限
	年金の支払日の翌月の初日
	問い合わせ先
	【電話】 ・日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 【窓口】 ・年金事務所 または ・街角の年金相談センター

4. 税金に関する手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期　限
普通自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	関東運輸局へご確認ください
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
普通自動車の名義変更手続きに関する持ち物は、関東運輸局へご確認ください。	関東運輸局 多摩自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2033

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期　限
軽自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	軽自動車検査協会へご確認ください
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
軽自動車の名義変更手続きに関する持ち物は、軽自動車検査協会へご確認ください.	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 ☎ 050-3816-3104

MEMO

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの名義変更または廃車の手続き

手続き詳細

原付バイクの所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。

必要なもの

- □ 本人確認書類
- □ 戸籍謄本の写し など（被相続人と相続人の関係が確認できるもの。）
- □ 標識交付証明書
- □ ナンバープレート

次の①から⑥の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付してください。

① 公正証書等により有効な遺言書がある場合は、「遺言書（写し）」
② 遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書（写し）」
③ すでに贈与されている場合は、「贈与を証する書面（写し）」
④ 被相続人が生前に売却されている場合は、「売買契約書（写し）」
⑤ 相続人のなかに相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理通知書（写し）」又は「相続放棄申述受理証明書（写し）」
⑥ 相続人全員で相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明書（写し）」

手続き可能な人	問い合わせ先
相続人	課税課市民税係 ☎ 042-470-7725
期　限	
名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内	

126～250ccのバイク（軽二輪）・250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期　限
所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	関東運輸局へご確認ください
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
関東運輸局へご確認ください	関東運輸局 多摩自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2033

小型特殊自動車を持っていた

手続き　小型特殊自動車名義変更または廃車の手続き

手続き詳細

小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。

必要なもの

- □ 本人確認書類
- □ 戸籍謄本の写しなど（被相続人と相続人の関係が確認できるもの。）
- □ 標識交付証明書
- □ ナンバープレート

次の①から⑥の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付してください。

① 公正証書等により有効な遺言書がある場合は、「遺言書（写し）」
② 遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書（写し）」
③ すでに贈与されている場合は、「贈与を証する書面（写し）」
④ 被相続人が生前に売却されている場合は、「売買契約書（写し）」
⑤ 相続人のなかに相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理通知書（写し）」又は「相続放棄申述受理証明書（写し）」
⑥ 相続人全員で相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明書（写し）」

手続き可能な人	問い合わせ先
相続人	課税課市民税係 ☎ 042-470-7725
期　限	
名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内	

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を所有していた

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期　限
相続により不動産の所有者の名義などが変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	所有権の取得を知った日から3年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください。	東京法務局電話案内室 ☎ 03-5318-0261

固定資産税が課されていた

手続き 固定資産現所有者申告書

手続き詳細

固定資産の所有者が亡くなった場合、その固定資産を現に所有している者（現所有者）が固定資産税の納税義務者となります。通常、所有者が個人の場合は、主として相続人が現所有者に該当します。

共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合には、現所有者が複数人となりますので、代表者を選び、ご提出ください。納税通知書は現所有者として申告いただいた方全員へ送付し、納付書は二重納付を避けるため、代表者の方へのみ送付します。

必要なもの

□ 代表者の本人確認書類
□ 戸籍謄本の写し（被相続人と現所有者（相続人）との関係が確認できるもの。）
次の①から⑥の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付してください。
① 公正証書等により有効な遺言書がある場合は、「遺言書（写し）」
② 遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書（写し）」
③ すでに固定資産が贈与されている場合は、「贈与を証する書面（写し）」
④ 被相続人の生前に固定資産が売買されている場合は、「売買契約書（写し）」
⑤ 相続人のなかに相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理通知書（写し）」または「相続放棄申述受理証明書（写し）」
⑥ 相続人全員で相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明書（写し）」

手続き可能な人	問い合わせ先
相続人	課税課 土地資産税係　☎ 042-470-7725 家屋資産税係　☎ 042-470-7727
期　限	
現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内	

未登記家屋を所有していた

手続き 家屋補充課税台帳登録事項変更申請書

手続き詳細	期　限
表題登記がされていない未登記の家屋について、相続などの理由により所有者を変更する場合は、法務局ではなく市役所への届出が必要となります。 未登記家屋かどうかは固定資産税・都市計画税の課税明細書で確認できます。登記済みの家屋は家屋番号を表示していますが、未登記家屋である場合は表示されません。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 遺産分割協議書の写しまたは遺言公正証書の写し ※遺産分割協議書または遺言公正証書がない場合はご相談ください。	課税課家屋資産税係 ☎ 042-470-7727

市民税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなった方に市民税・都民税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。事前にお問い合わせください。	概ね3か月
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類	課税課市民税係 ☎ 042-470-7725

4. 税金に関する手続き

国民健康保険税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細

亡くなった方に国民健康保険税が課税されている場合、国民健康保険税の清算を行います。納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。

相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。

※「相続人代表者指定届」が提出されない場合、東久留米市が相続人代表者を指定することがあります。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。事前にお問い合わせください。

必要なもの

□ 本人確認書類

手続き可能な人	問い合わせ先
相続人代表者となる方	保険年金課国民健康保険係国保税担当 ☎ 042-470-7733
期　限	
概ね3か月	

未納となっている市税などがあった

手続き 納付相談

手続き詳細

亡くなった方が市税などを滞納していた場合、その納税義務は相続人に承継されます。他課に相続人の代表者指定届を提出していない場合は、どなたが相続人の代表者になられるのか納税課へお知らせください。

※相当の期間内に相続人の代表者指定届が提出されない場合、または納税課へのお知らせがない場合は、納税課において戸籍調査のうえ、相続人と思われる方へ通知を行います。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。事前にお問い合わせください。

必要なもの

□ 本人確認書類

手続き可能な人	問い合わせ先
相続人代表者となる方	納税課納税係 ☎ 042-470-7730
期　限	
概ね3か月	

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上の方、または40歳から64歳で要介護認定を受けていた

手続き 介護保険被保険者証の返却または破棄

手続き詳細	期　限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。ただし、要介護認定などを受けていた場合は、まれに必要になる場合がありますので、数か月間は保管しておいてください。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護福祉課保険係 ☎ 042-470-7818

手続き 介護保険料などのお知らせの送付先の変更

手続き詳細	期　限
後日、市より亡くなった方の保険料の変更、あるいは給付関係のお知らせを送付する場合があります。ご本人が亡くなったことにより郵便物が届かなくなってしまう場合は、送付先変更届を提出してください。なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなった後も送付先に変更がない方は、改めて提出する必要はありません。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 届出者の本人確認書類	介護福祉課保険係 ☎ 042-470-7818

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなった方の介護保険負担割合証を返却または破棄してください。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護福祉課 介護サービス係 ☎ 042-470-7750

5. 介護保険に関する手続き

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなった方の負担限度額認定証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護福祉課 介護サービス係 ☎ 042-470-7750

高額介護（予防）サービス費などの支給を受けていた

手続き 高額介護（予防）サービス費などの振込口座の名義変更

手続き詳細	期　限
これまで亡くなった方の名義の口座で支給を受けていた方は、振込口座を相続人名義の口座へ変更していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人の方の口座がわかるもの （通帳もしくはキャッシュカードなど）	介護福祉課 介護サービス係 ☎ 042-470-7750

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の身体障害者手帳について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 身体障害者手帳	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

愛の手帳（療育手帳）を持っていた

手続き 愛の手帳（療育手帳）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の愛の手帳（療育手帳）について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 愛の手帳（療育手帳）	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の精神障害者保健福祉手帳について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

6. 障害福祉に関する手続き

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期　限
障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
必要な書類をご案内いたしますのでお問い合わせください。	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

手続き 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期　限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
必要な書類をご案内いたしますのでお問い合わせください。	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の受給者証について、返還していただく必要があります。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 障害福祉サービス受給者証	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

難病医療費助成の受給者証を持っていた

手続き 特定医療費（指定難病）受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の特定疾病医療受給者証について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 特定疾病医療受給者証	障害福祉課地域支援係 ☎ 042-470-7747

心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証を持っていた

手続き 心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が心身障害者医療費助成制度（マル障）を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証返還していただく必要があります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証	障害福祉課管理係 ☎ 042-470-7747

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 自立支援医療受給者証	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

6. 障害福祉に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求

手続き詳細	期　限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を提出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 □ 口座番号確認書類	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期　限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を提出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 □ 口座番号確認書類	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期　限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を提出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 □ 口座番号確認書類	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

心身障害者福祉手当を受給していた

手続き 心身障害者福祉手当の受給資格の喪失届

手続き詳細	期　限
心身障害者福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、異動届を提出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と同居のご親族が受取ることができます。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類	障害福祉課管理係 ☎ 042-470-7747

重度心身障害者福祉手当を受給していた

手続き 重度心身障害者福祉手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期　限
重度心身障害者福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を提出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、扶養義務者またはその者を介護していた者が受け取ることができます。	死亡から14日以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
必要な書類をご案内いたしますのでお問い合わせください。	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

タクシー代・ガソリン費の助成を受けていた

手続き タクシー代・ガソリン費の受給資格の喪失届

手続き詳細	期　限
タクシー代・ガソリン費の受給をされていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を提出していただく手続きです。未請求のレシートがある場合は、同居のご遺族が受取ることができます。	死亡から14日以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類	障害福祉課管理係 ☎ 042-470-7747

6. 障害福祉に関する手続き

移動支援費・日中一時支援費の支給を受けていた

手続き 移動支援費・日中一時支援費の支給申請

手続き詳細	期　限
支給決定取消の手続きをする必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

東京都都営交通無料乗車券を持っていた

手続き 東京都都営交通無料乗車券の返却

手続き詳細	期　限
亡くなった方の東京都都営交通無料乗車券について、返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 東京都都営交通無料乗車券	障害福祉課管理係 ☎ 042-470-7747

MEMO

7. 子育てに関する手続き

子どもが保育園・認定こども園・幼稚園に入園している

手続き 保育所などの手続き

手続き詳細	期　限
【保護者が亡くなった場合】 保育園・認定こども園・幼稚園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類	保育幼稚園課保育・幼稚園係 ☎ 042-470-7745

手続き詳細	期　限
【園児が亡くなった場合】 退所等の手続きが必要です。	なし **手続き可能な人** 保護者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類	保育幼稚園課保育・幼稚園係 ☎ 042-470-7745

子どもが認定こども園（1号）・幼稚園に入園している

手続き 園児保護者補助金などの手続き

手続き詳細	期　限
【保護者が亡くなった場合】 亡くなった方が園児保護者補助金等の受取先となっていた保護者の場合、あらかじめ登録していた口座に振込むことができなくなるため、別の保護者の口座を新たな振込先として登録していただく手続きが必要です。	なし **手続き可能な人** 保護者・ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類 □ 新たに登録する口座番号確認書類	保育幼稚園課保育・幼稚園係 ☎ 042-470-7745

子どもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期　限
【保護者が亡くなった場合】 学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	児童青少年課児童青少年係 ☎ 042-470-7735

手続き詳細	期　限
【児童が亡くなった場合】 退所等の手続きが必要です。	なし **手続き可能な人** 保護者
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	児童青少年課児童青少年係 ☎ 042-470-7735

障害児通所支援を利用していた

手続き 通所受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の受給者証について、返還していただく必要があります。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 通所受給者証	障害福祉課福祉支援係 ☎ 042-470-7747

小・中学校に通う児童生徒がいる世帯の世帯主（保護者）が亡くなった

手続き 学齢簿の保護者情報変更の手続き

手続き詳細	期　限
小・中学校に通う児童生徒がいる世帯で世帯主（保護者）が亡くなった場合、保護者情報を変更する必要があります。事前にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	学務課学事係 ☎ 042-470-7779

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更などの手続き

手続き詳細	期　限
児童手当の受給者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡した日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成制度の受給証を持っていた

手続き 子ども医療証の保護者変更などの手続き

手続き詳細	期　限
乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成制度の受給証を持っていた保護者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな保護者として申請することができます。	なし
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 申請者および児童の健康保険情報が確認できるもの	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者変更などの手続き

手続き詳細	期　限
児童扶養手当の受給者が死亡した場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡した日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
□ 戸籍全部事項証明書　□ 口座番号確認書類	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

児童育成手当を受給していた

手続き 児童育成手当の受給者変更などの手続き

手続き詳細	期　限
児童育成手当の受給者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。	死亡した日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
□ 戸籍全部事項証明書 □ 口座番号確認書類	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

ひとり親家庭等医療費助成制度の受給証を持っていた

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。	なし
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
□ 戸籍全部事項証明書 □ 申請者および児童の健康保険情報が確認できるもの	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期　限
【保護者が亡くなった場合】 亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	なし **手続き可能な人** 今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

手続き詳細	期　限
【児童が亡くなった場合】 亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし **手続き可能な人** 手当を受給している方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 特別児童扶養手当証書	児童青少年課助成支援係 ☎ 042-470-7736

就学援助費・就学奨励費を受けていた

手続き 就学援助費・就学奨励費の再申請

手続き詳細	期　限
就学援助費または就学奨励費の認定世帯に亡くなった方がいる場合、認定事由の変更による再申請、振込先口座情報の変更が必要となります。事前にお問い合わせください。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 振込先通帳等	学務課学事係 ☎ 042-470-7779

小児慢性医療費助成の受給者証を持っていた

手続き 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方の小児慢性特定疾病医療受給者証について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 小児慢性特定疾病医療受給者証	障害福祉課助地域支援係 ☎ 042-470-7747

MEMO

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期　限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。 マイクロチップ登録の犬については、環境省登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録（https://reg.mc.env.go.jp/）」でお手続きください。 ※犬の所在地が市外に移る場合は、移動先の自治体でお手続きとなりますので、移動先自治体にお問い合わせください。	飼い主が死亡して30日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	健康課予防係 ☎ 042-477-0030

MEMO

空き家に関するご案内

☑	項　目	備　考	問い合わせ先
□該当	空き家を所有・管理される予定の方	市では専門的なアドバイスを無料で受けられるよう、相談窓口を設置しております。相続などの法律や手続き、不動産、建物、敷地境界、融資などの金銭面、維持管理などまずはご相談ください。	環境政策課 生活環境係 ☎042-470-7753 ※詳細は市ホームページをご覧ください。
□該当	空き家を相続される方 （昭和56年５月31日以前に建築された家屋）	相続した空き家に係る譲渡時所得（所得税）の特別控除が受けられる場合があります。空き家となった被相続人（亡くなった親族等）のお住まいを相続した方が、その家屋または敷地等を譲渡した場合、譲渡所得の金額から最大3,000万円が特別控除され、所得税が軽減されます。	
□該当	遺品整理等で多量の「ごみ」がある	遺品整理等に伴い、家庭から一時的に多量に出る「ごみ」は、ホームページ等を参考に処理してください。 東久留米　遺品　ごみ　検索	ごみ対策課 ☎ 042-473-2117

MEMO

庁舎案内図

庁舎1階

庁舎2階

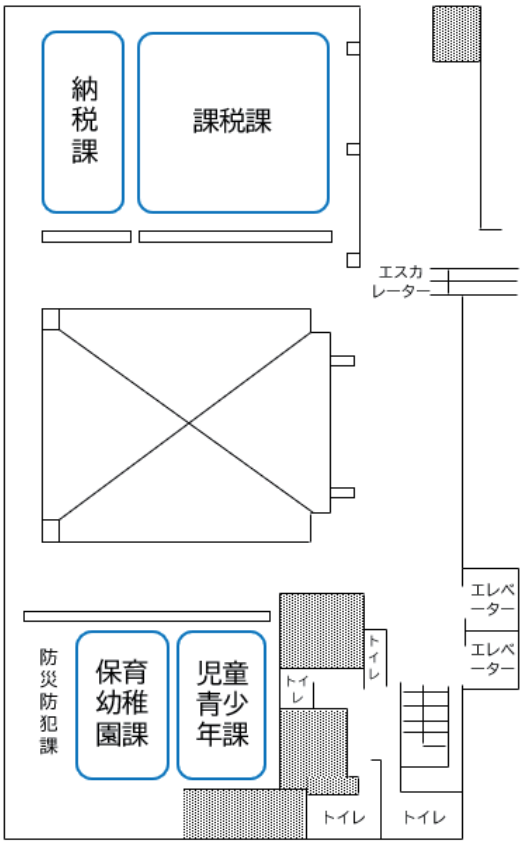

庁舎6階

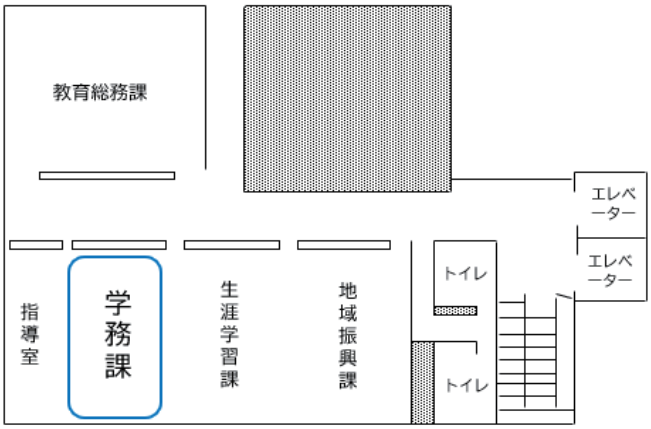

銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備

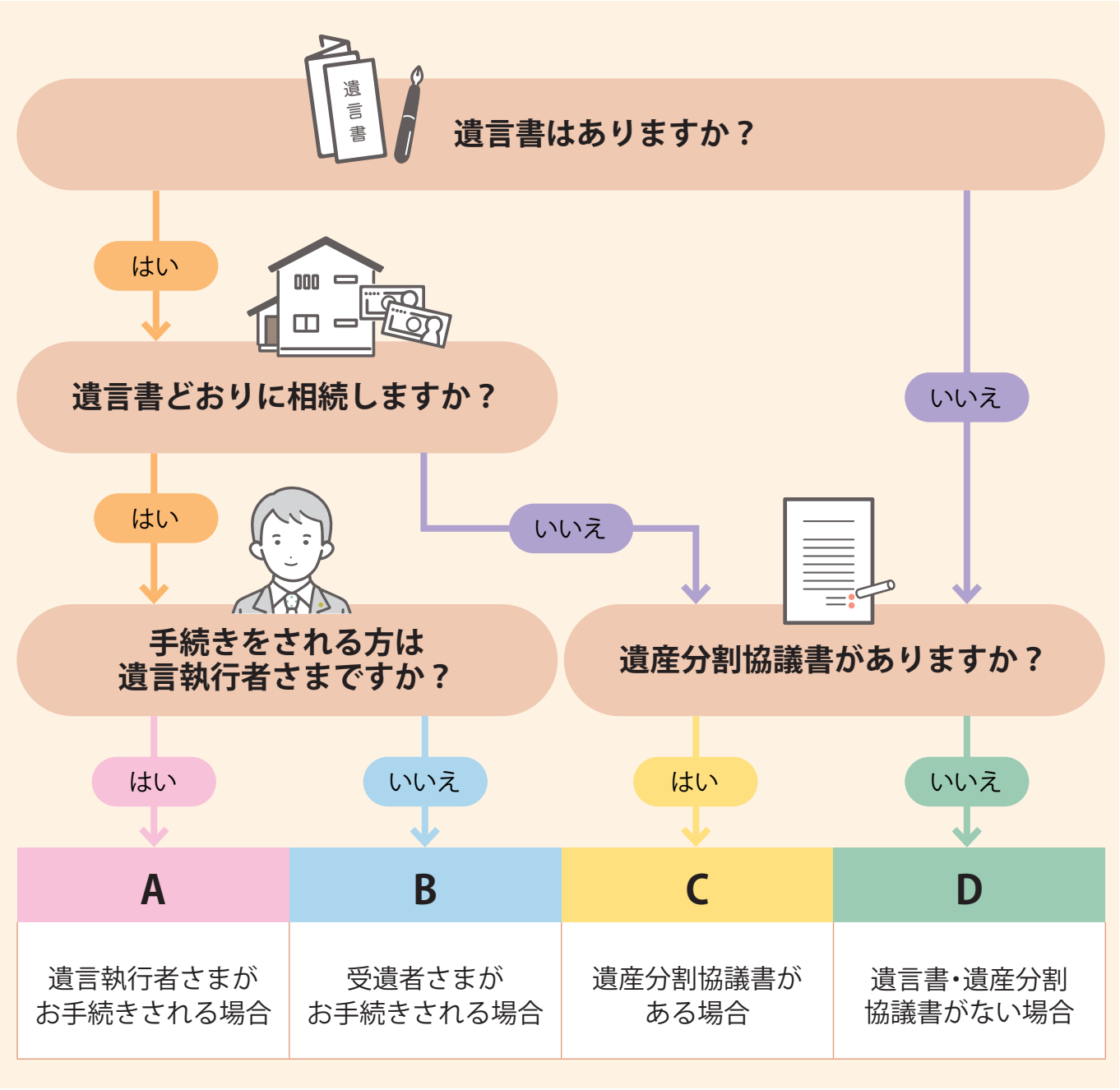

代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）

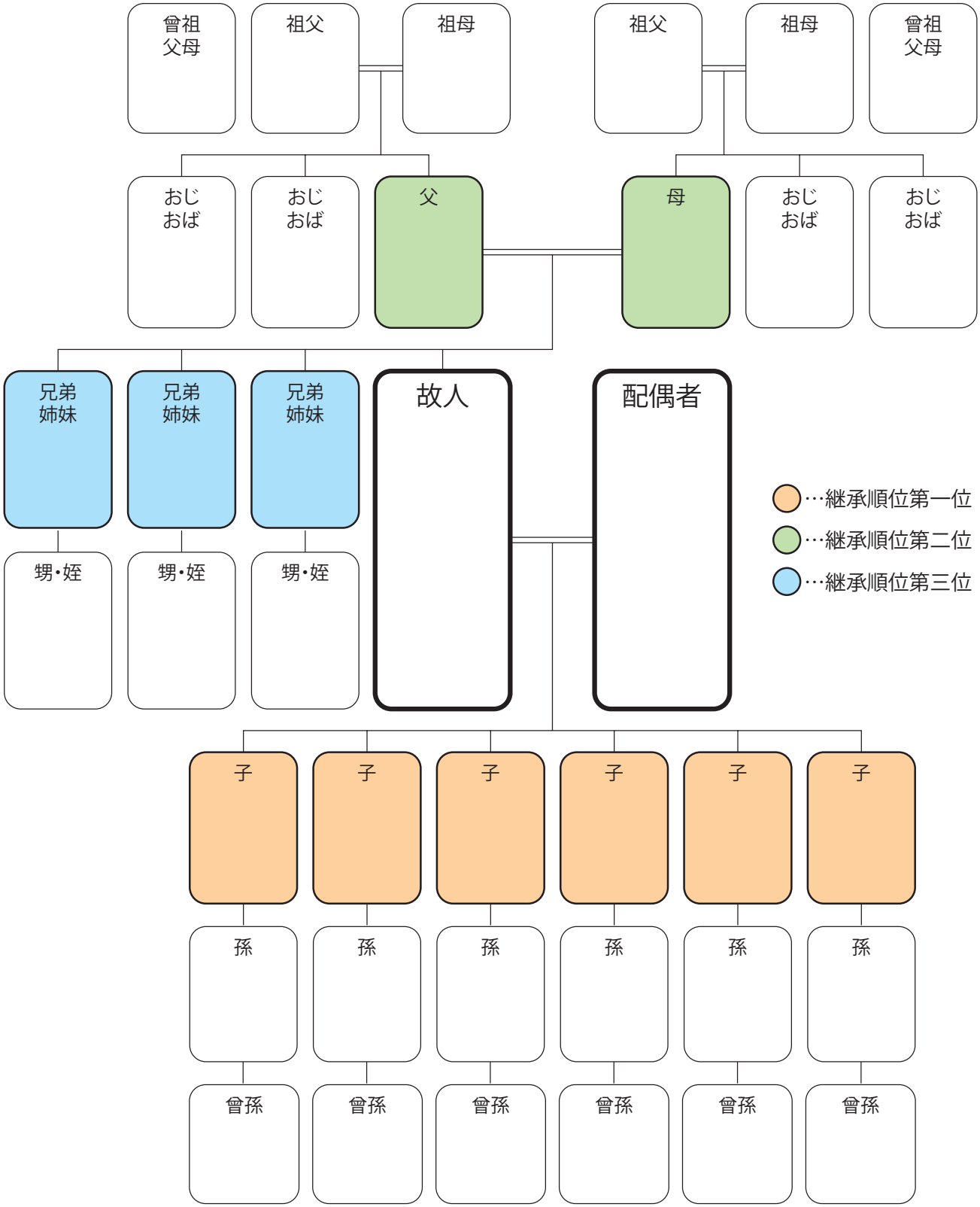

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。

相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①　戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②　遺産分割協議・協議書の作成
協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③　登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④　登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤　登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
  相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
  相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を
何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

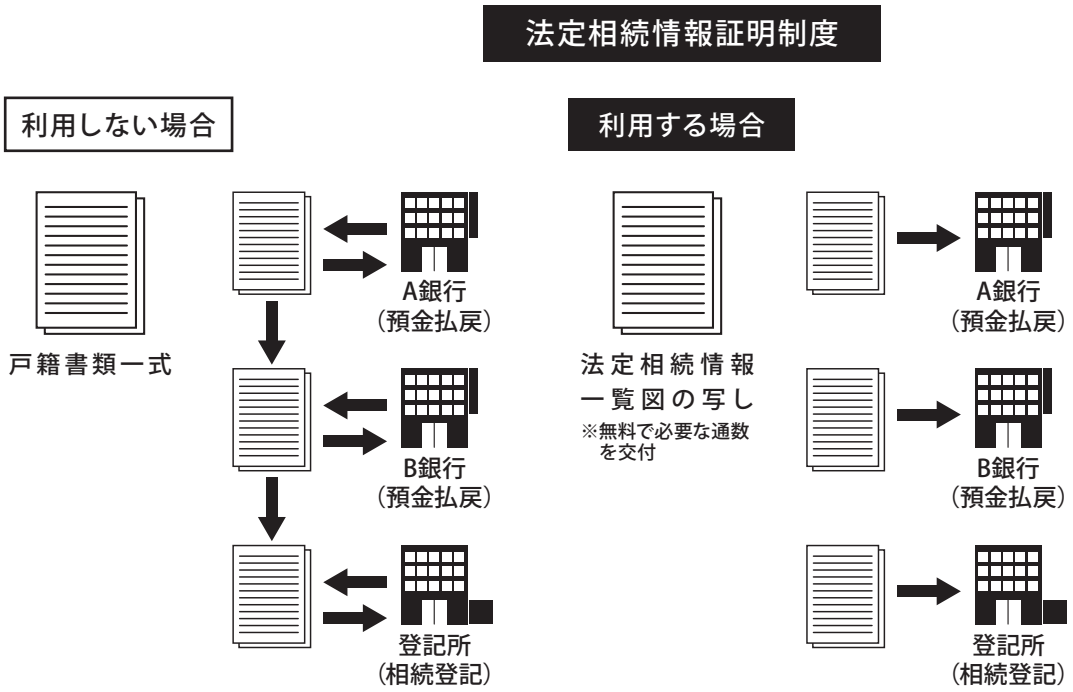

POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。

2.法定相続情報一覧図を作成します。

3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。

2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

MEMO

広告

相続した不動産の
手続きがわからず放置…
これからどうしよう

相続した実家が
古くなってきた。
今からでも
売れるのかな…

空き家の片付けが
進まなくて、
売るに売れない…

Google口コミ4.9獲得★★★★★
（2026年4月現在）

＼私たちが対応します！／

不動産売却相続専門！

確かな実績で
高価・早期売却を支援します

お急ぎの方は弊社が即買取りいたします

独自の売るノウハウと販売戦略がある、東久留米市不動産売却専門会社。
弊社では、空き家を処分するのではなく、あなたの**"大切な不動産を次世代に継承する"**
ことを使命とし、あなたに寄り添ったご提案を心掛けています。

弊社の3つのこだわり

無料査定
不動産の状態を確認し、
空き家（解体不要）を
まるごと買取、
または売却いたします。

片付け不要
家財等がそのままでも
まるごと買い取ります。
また、**大切な思い出の**
遺品整理の相談も承ります。

不動産手続き対応
相続登記や建物解体後の
滅失登記等の手続きは
専門家とワンストップで
対応いたします。

相続した不動産に関するお悩みをトータルサポートします

詳しくはWebで検索
マイタウン西武 検索

0120-612-622

まずは、あなたのお悩みをお聞かせください

株式会社マイタウン西武
ひばりヶ丘営業所

〒352-0035 埼玉県新座市栗原5-6-24
URL：https://www.mytown-seibu.com　MAIL：hibari@mytown-seibu.com
営業時間：9:00～19:00　定休日：毎週火・水曜日　埼玉県知事(3)第22059号

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

相続税申告に関する ご相談・手続きはお任せください

相続・贈与でお困りのことはありませんか？

西東京市、東久留米市を中心に、
東京全域、首都圏の幅広いお客様から、
ご相談をお受けしております。お気軽にご連絡ください。

西田税理士事務所

東京税理士会所属　代表 西田 秀男

電話受付時間 平日9:00～17:00まで
西武新宿線 田無駅南口から徒歩3分。
契約駐車場もございます。

TEL 042-452-3933

〒188-0012
東京都西東京市南町4-6-4 れいせんビル5F

HPは
こちらから

広告

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！

後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】
・お墓の選び方　・お墓購入の流れ
・お墓の種類と費用相場　・購入者の体験談 など

全20ページ フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます！
～ あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします ～

通話料無料
電話で資料請求
0120-626-213
いいお墓お客様センター　受付時間：9時～16時（年中無休）

24時間いつでも受付
WEBで資料請求
いいお墓 ハンドブック　検索

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。　※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。

鎌倉新書 Kamakura Shinsho
いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
東証プライム上場 証券コード：6184 が運営しています。
株式会社鎌倉新書　お墓事業部　03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階　https://www.kamakura-net.co.jp/

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

ご遺族様の
これからのために

たかやなぎ行政書士事務所

この度は心よりお悔やみ申し上げます。

この冊子を受け取られた今、「何から始めていいかわからない」「何もする気が起きない」
など戸惑いや不安で動けなくなっていませんか？
当事務所では、ご遺族様に安心して「これから」のことを考えていただけるよう、
相続手続きに関する様々なサポートを行なっております。
多岐に渡る複雑な相続手続きは、全て専門家にお任せください。

取扱業務

相続人調査

相続発生後、早い段階で正確な相続人の調査が必要となります。効率の良い調査方法を熟知した行政書士にお任せください。

相続財産調査

預貯金や不動産、証券のみでなく債務や保険金など、相続財産は多岐にわたります。追徴課税や大きな借金を見逃さないためにも、相続税調査をご依頼されることをお勧めします。

遺産分割協議書作成

遺産分割協議書は円満な相続には必要不可欠。しかし、効力を発揮する書類とするためには内容も複雑で多岐に多わります。有効な書類とするためにも、ぜひ当事務所へご相談ください。

名義変更

株式や自動車などは、相続した以上名義変更が必要となります。「平日は手続きができない」「仕様がわからない」など、お困りのご遺族様に変わってお手続きいたします。

故人様には敬意を、ご遺族様には寄り添いを。
相続を「より良い相続」にできるよう、お支えいたします。

たかやなぎ行政書士事務所

東京都行政書士会所属 代表行政書士　髙柳　昌樹

042-452-3936

〒187-0011 東京都小平市鈴木町2-176-2-102
FAX 042-452-3945

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

東久留米市のプロの鑑定士・遺品整理士にお任せ下さい！

買取×片付け

出張費
見積り　査定費
0円

おすすめポイント

- ☑ 価値がある物ない物の整理
- ☑ SDGsリサイクルの取り組み
- ☑ 即日現金で高価買取OK
- ☑ 相続税が抑えられる
- ☑ 遺族が遺品整理する負担を軽減

「整理する＝捨てる」では、もったいない。
プロの鑑定士が正しい価値を導き査定します。

電話1本でOK 簡単ご依頼方法

STEP.1　電話でご相談
整理・買取 などで
お困りの事はお気軽にご相談ください

STEP.2　ご自宅へ訪問
担当スタッフがご自宅へお伺いして
査定／お見積りをさせて頂きます

STEP.3　作業・清算
整理・買取
お客様のご要望にお答えさせて頂きます

損 回収業者に依頼した場合

例）3LDK 遺品整理　-20万円 処分費として支払い

リサイクルできる物も回収され
処分費として業者へ支払う

得 ナニウルに依頼した場合

+12万円 価値ある物を現金化　-20万円 処分費として支払い

貴金属・家具・骨董・日用雑貨まで
幅広く現金化して処分費用を軽減

心の絆・安心の証
当事業所は
遺品整理士
の有資格者が在籍しています。

遺品整理士
認定協会

プロの遺品整理士・鑑定士がお伺い致します
整理・買取・運搬・清掃などセットでお得!!

■一般社団法人遺品整理士認定協会　認定番号 IS22386

ナニウル
12営業所

営業時間 9:00〜20:00 〒185-0012 東京都国分寺市本町3-11-16VPビル

☎ 050-8880-2010

■古物商許可証東京都公安委員会　第 308892321433 号

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

店舗開店より約70年。ご提案内容豊富！

墓石建立・リフォーム

●東京 ●神奈川 ●千葉 ●山梨 ●埼玉
実績多数　※取扱い霊園

納骨式・ご彫刻

●ご住職お手配（全宗派可） ●生花・焼香 一式
●事前の墓所清掃サービス ●お骨のおまとめ等

全て無料見積り

墓参代行（掃除・捧花）

●1回のみのご依頼から年間のお申し込みまで　月々3,450円（税込）～
※お墓の大きさにより異なります

お墓じまい（移転先のご紹介も可）

●自社解体だから安く ●お手続代行可

ご納骨や墓所の清掃、メンテナンス等、お客様一人ひとりに寄り添って柔軟に対応させていただいております。

関東での取り扱い霊園多数！
ご先祖様とご家族のみなさまの大切な「絆」をつなぎます。

墓石販売・納骨・墓じまい

株式会社 和泉家

〒189-0012 東京都東村山市萩山町1-19-22
TEL：042-341-0148　FAX：042-344-9972
E-mail：info@k-izumiya.co.jp

まずはお気軽にご相談下さい。

解体工事業者と提携済

広告

NBC司法書士事務所

相続のことで、迷っていませんか？

司法書士は相続・登記・後見など暮らしと
法律を支える身近な専門家です。

Q こんなお悩みございませんか

- ☑ 相続手続きの進め方が分からない？
- ☑ 遺産整理や分割協議を何から始めればいい？
- ☑ 相続放棄や自筆証書遺言の検認について相談したい
- ☑ 不動産の名義変更が必要になった

A 全てNBC司法書士事務所にお任せください！

代表 司法書士
吉田 隆志

30年の実績と地域密着の経験を活かし安心できる解決策をご提案します

初回 無料相談 受付中！
初回のみ無料にてご相談をお受けいたしております。
下記の連絡先よりお気軽にお申し込みください。

完全予約制

お電話・WEB よりお気軽にお申し込みください

☎0120-82-4301

NBC司法書士事務所

〒188-0011
東京都西東京市田無町4-9-9
東京司法書士会 簡易訴訟代理認定番号 第101280号
代表　司法書士　吉田 隆志
E-mail：shiho.tyoshida@dream.com

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

相続税を専門にしています。

相続税・相続相談なら
細野政広 税理士事務所
へどうぞ。

税務署、国税局で30年以上の勤務経験がある税理士事務所

質の高いサービスと安心の料金

基本報酬22万円（税込）～

（遺産の内容や状況等に応じた報酬となります。）
東京都内におけるご訪問や現地調査にかかる交通費は無料となります。

詳細につきましては、HPをご覧ください。

東久留米市民特別割引実施中

被相続人又は相続人のなかに東久留米市民がいらっしゃる場合には、相続税申告書作成報酬を**東久留米市民特別割引**にて対応いたします。

相続手続ワンストップサービス

めんどうな相続手続きは、すべて当事務所が、他士業と連携し、**ワンストップ**で対応いたします。

税理士 / 細野政広
東京税理士会東村山支部所属

プロフィール
国税局及び税務署に 32 年間勤務、主に資産税事務（**相続税調査事務**）に従事。数多くの相続税申告書を審査。

ごあいさつ
はじめまして税理士の細野政広と申します。
相続は、一生のうちで何度も経験するものではありません。相続税の申告についても初めての方が多く、不安を抱えている方も多くいらっしゃるのではないでしょうか。
当事務所は、そのような相続人の皆様の相続税に関する不安や心配を払拭するために全力でサポートいたします。

相続税申告 初回相談無料

細野政広税理士事務所

〒188-0011 東京都西東京市田無町4-26-5 1階A
営業時間：9:30～18:30
（時間外、土日祝のご相談も予約にて対応）

いつでもお気軽にご相談ください

042-428-3555

HPはこちら

広告

お片付けにお困りの方
クリーンRにお任せください！

お部屋の隅々まで、
＼ 心を込めて丁寧に整理致します！ ／

- お見積り料金無料！
- 遺品整理士認定スタッフ在籍だから安心
- 土日祝日も対応可能
- 女性スタッフ在籍

お得なプラン

軽トラパック
10,780（税込）円～
※適用期間 27年6月末迄

まずは
お気軽に
ご相談
ください

不用品回収
クリーンR 運営元（合同会社WORKS）
〒202-0002 東京都西東京市ひばりが丘北1-7-19
24時間受付中(年中無休)
☎0120-879-424

代表　高井麻衣
・古物商許可証　第 308902420084 号（東京都公安委員会）
・一般廃棄物収集運搬許可取得事業社と提携済

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>

相続手続き
無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる!

- 法定相続人の人数はわかりますか?
- 該当する相続財産をお選びください
- 相続税の申告は必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や手続きを知りたい方
- 専門家のサポートが欲しい方

▶相続手続き無料1分診断はこちらから！

https://www.i-sozoku.com/ いい相続 1分診断

診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料 0120-992-467 受付時間 平日9時-20時／土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書　〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

発　　行　　東久留米市役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発　行　年　　2026 年 6 月